

重要事項説明書

指定通所介護

(介護予防・日常生活支援総合事業) 介護予防型通所サービス

株式会社ほのぼの
デイサービスほのぼの建家

デイサービスほのぼのの家 重要事項説明書

【通所介護】

【(介護予防・日常生活支援総合事業) 介護予防型通所サービス】

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている通所介護（介護予防通所介護）サービス及び介護予防型通所サービス（以下「通所サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

※※ 目 次 ※※

1	事業主体	3
2	事業所の概要	3
3	事業の目的と運営方針	3
4	営業日・営業時間及びサービスの提供時間	4
5	職員勤務の体制	4
6	サービスの概要	5
7	通所介護（介護予防通所介護）計画	5
8	サービス利用料金	5～6
9	サービスの利用方法	7
10	衛生管理について	8
11	非常災害時の対策	9
12	緊急時の対応方法	9
13	事故発生時の対応	10
14	苦情相談機関	10
15	秘密の保持	10
16	個人情報の保護と取扱いについて	11
17	虐待防止等について	11
18	事業継続計画（BCP）について	11
19	地域との連携	12
	重要事項についての説明実施と説明確認欄	

1 事業主体

事業主体（法人名）	株式会社ほのぼの
法人の種類	株式会社
代表者（役職名及び氏名）	代表取締役 楠 玲子
法人所在地	兵庫県尼崎市建家町68番地
電話番号及びFAX番号	電話 06-6415-7291 FAX 06-6430-1521
設立年月	平成19年9月
法人の理念	知恵を駆使し創造しつつ実現へと繋げる

2 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	デイサービスほのぼの建家
事業所の責任者（管理者）	田村 奈津子
開設年月日	平成26年6月1日
介護保険事業者指定番号	尼崎市指定 第2873010231号
事業所の所在地	〒660-0871 兵庫県尼崎市建家町68番地
電話番号及びFAX番号	電話 06-6415-7191 FAX 06-6430-1521
通常の事業の実施区域	尼崎市の日常生活圏域における中央圏域、大庄圏域、小田圏域、立花圏域の区域とします。

② 定員

利用定員	30名
------	-----

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護・要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護または指定予防通所介護を提供することにより、利用者の身体機能の維持及び向上と希望と活力のある生活を実現します。
運営方針	加齢や身体機能の低下、傷病等により要介護または要支援状態及び事業該当者となり、自宅での自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民の交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。事業の実施にあたっては利用者の人格を尊重し、利用者・家族にサービスの提供について理解しやすい説明を行い、地域住民や地域の各機関と連携に努めるものとします。

4 営業日・営業時間及びサービスの提供時間

営業日	月曜日から土曜日（12月31日～1月3日の期間は除く）
営業時間	8時00分から17時00分まで
サービス提供時間	8時30分から16時30分まで

5 職員勤務の体制

職種	員数	職務内容
管理者	1人以上	職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行います。
生活相談員	2人以上	サービス計画の作成及び総括を主体的に行い、利用者の日常生活上の生活相談及び提供されるサービスに関する各種相談対応と、それらを問題解決へ至らしめる支援を行います。また従業者に対する各種技術的指導、提供されるサービス内容の管理と評価、必要な機関との連絡調整業務、その他業務を行います。
看護職員	2人以上	主として生体情報（バイタルサイン）等の測定及び管理、利用者個別の服薬内容の把握、応急手当等の利用者の日常の健康管理を一元的に行います。また必要に応じて医療機関との連絡調整及び看護上の情報提供を行います。
機能訓練指導員	2人以上	利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を抑制するための訓練、指導及び助言を行います。
介護職員	4人以上	利用者に対し、通所介護計画に基づく介護サービスの提供を実施します。

6 サービスの概要

食事	昼食：午後0時～ おやつ：午後3時～
入浴	サービス計画を基本として、利用者のご希望を尊重し状況に応じた方法による入浴をして頂きます。
送迎	必要に応じて利用者の居宅と当事業所までの移動を、当事業所の送迎車を使用して送迎業務を行います。
生活相談	日常生活に関することなどについて相談できます。
機能訓練	利用者の状況に応じた日常生活の中での機能訓練を行い、身体機能の低下を抑制防止し維持向上するように努めます。
口腔機能向上	必要に応じて利用者の口腔ケアを実施し、口腔衛生の維持及び向上と、感染症等罹患防止に努めます。
健康管理	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
介護	利用者の状況に応じ、食事、排泄、入浴、整容その他、日常生活上の適切な介護を行います。
レクリエーション	誕生日会、花見、お祭り、地域行事への参加や買い物、散歩外出、趣味の楽しみごとなど、日常生活に役割や張り合いをもって過ごせるよう支援します。

7 通所介護（介護予防通所介護）計画

<p>通所介護 (介護予防型通所サービス) について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通所サービスは、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスの提供に努めます。 ● 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を作成致します。 ● 事業所の管理者や生活相談員を主体に通所介護従業者と共同して、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議のうえでサービス計画を定め、また、その実施状況を把握し、常に評価を行い、必要に応じてサービス計画の変更見直しを致します。またサービス計画の遂行にあたり、必要に応じて担当介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携を図り、適切なサービス計画の調整を行います。 ● サービス計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明のうえ交付します。
<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。</p>

8 サービス利用料金

① サービス利用料金について

<p>保険給付サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の要介護度などの別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から<u>介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）</u>が利用者負担額になります。 ● 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
<p>その他</p>	<p>介護保険の給付の限度額を超過した部分にかかるサービス、または介護保険対象外のサービスは、全て全額自己負担となります。</p>

② 通常規模通所介護費 7時間以上8時間未満（1日あたり） ※地域区分 5級地 1単位あたり10.45円

サービス区分	給付単位	料 金	利用料（1割）	利用料（2割）	利用料（3割）
要介護1	658	6,876円	688円	1,375円	2,063円
要介護2	777	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護3	900	9,405円	941円	1,881円	2,822円
要介護4	1,023	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	1,148	11,997円	1,200円	2,399円	3,599円
入浴介助加算Ⅰ	40単位	418円	41円	83円	125円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位	585円	58円	117円	175円
口腔機能向上加算	150単位	1,567円	156円	313円	470円
若年性認知症受入加算	60単位	627円	62円	125円	188円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	ひと月あたりの総単位数×0.9				

③ (介護予防・日常生活支援総合事業) 介護予防型通所サービス ※地域区分 5級地 1単位あたり 10.45円

サービス区分		給付単位	料金	利用料 (1割)	利用料 (2割)	利用料 (3割)
事業対象者	基本サービス(入浴なし)	1,258 単位/月	13,146 円	1,314 円	2,628 円	3,942 円
	基本サービス(入浴あり)	1,338 単位/月	13,982 円	1,398 円	2,796 円	4,194 円
要支援1(週1回程度)	基本サービス(入浴なし)	1,572 単位/月	16,427 円	1,642 円	3,284 円	4,926 円
	基本サービス(入浴あり)	1,672 単位/月	17,472 円	1,747 円	3,494 円	5,241 円
要支援2(週1回程度)	基本サービス(入浴なし)	1,937 単位/月	20,241 円	2,024 円	4,048 円	6,072 円
	基本サービス(入浴あり)	2,057 単位/月	21,495 円	2,149 円	4,298 円	6,447 円
要支援2(週2回程度)	基本サービス(入浴なし)	3,218 単位/月	33,628 円	3,362 円	6,724 円	10,086 円
	基本サービス(入浴あり)	3,428 単位/月	35,822 円	3,582 円	7,164 円	10,746 円
運動機能向上加算		225 単位/月	2,351 円	235 円	470 円	705 円
口腔機能向上加算		150 単位/月	1,568 円	157 円	314 円	471 円
若年性認知症受入加算		240 単位/月	2,508 円	250 円	500 円	750 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		ひと月あたりの総単位数×0.9				

- 上記金額は概算です。実際の請求では多少の誤差が生じますのでご了承下さい。また、実際は利用者様個々の負担割合に応じた額のご請求となるためご了承下さい。
- 給付単位、料金、介護給付、利用料は一日単位の数値です(口腔機能向上加算はひと月に2回の算定が限度)。但し介護予防に該当する利用者の場合はひと月単位の数値となります。
- 各種加算については、利用者の状況と必要に応じて、利用者の事前の同意を得て加算サービスを実施します。
- 若年性認知症受入加算は、医師により若年性認知症であると診断されている場合に加算されます。
- 介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善加算を除くひと月の合計利用単位数×0.9の式で算出された単位数に、地域区分加算を乗じて得た数値が利用料金となります。
- 上記記載事項以外に個別に行うレクリエーション等の場合は、別途レクリエーション費等を実費請求致します。

※償還払いについて

利用者が要介護認定をうけていない場合や要介護認定後1年以上介護保険料の支払いを滞納している場合などは、いったんサービス料金を全額お支払いいただく場合があります。その場合は後日、お住まいの市町村で申請していただくと、サービス利用料金の9割が払い戻されます。その申請に必要な「サービス提供証明書」を発行します。

⑤ その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

キャンセル料金	<p>サービスの利用をキャンセルする場合、そのご連絡を頂くタイミングによりキャンセル料金を申し受けます。 但し、利用者の急な健康状態や病状の変化、緊急的な入院等の場合の利用日の当日キャンセルに関しては、その日のお食事代 500 円とおやつ代 50 円の計 550 円のみのご請求となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用日の前々日の午後 5 時までにキャンセルのご連絡を頂いた場合、キャンセル料金は発生致しません。 ● 利用日の前々日の午後 5 時までに要介護 1 から要介護 5 に該当する利用者又はその家族からサービス利用のキャンセルの申し出がなかった場合、利用者の要介護度（要支援 1 及び要支援 2 の者は除く）に応じた通所介護費全体（加算は除く）の 1 割にあたる金額と食事代 500 円及びおやつ代 50 円をキャンセル料金として申し受けます。 ● 要支援 1 または要支援 2 に該当する利用者またはその家族から利用日の前々日の 5 時までに利用のキャンセルの申し出がない場合、キャンセル料金（基本料金の 1 割）は発生致しませんが、その日のお食事代 500 円とおやつ代 50 円の計 550 円を当日実費キャンセル分として申し受けます。 										
	介護保険対象外サービス料	<table border="1"> <tr> <td>おむつ代</td> <td>70 円（1 つ）</td> </tr> <tr> <td>尿とりパッド</td> <td>50 円（1 つ）</td> </tr> <tr> <td>昼食代</td> <td>500 円（1 食分）</td> </tr> <tr> <td>おやつ代</td> <td>50 円（1 食分）</td> </tr> <tr> <td>個別のクラブ活動費・散髪等</td> <td>実費</td> </tr> </table>	おむつ代	70 円（1 つ）	尿とりパッド	50 円（1 つ）	昼食代	500 円（1 食分）	おやつ代	50 円（1 食分）	個別のクラブ活動費・散髪等
おむつ代	70 円（1 つ）										
尿とりパッド	50 円（1 つ）										
昼食代	500 円（1 食分）										
おやつ代	50 円（1 食分）										
個別のクラブ活動費・散髪等	実費										

※利用者の自宅が 2 に記載する通常の事業の実施区域以外にある場合でも、無料で送迎を行います。

⑥ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	<p>利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者の自宅に送付致しますので、利用月の翌月 15 日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。</p>
利用料、その他の費用の支払い	<p>(ア) 事業所での現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) ゆうちょ銀行での引き落とし方式 【事業者指定口座振り込みの場合】 関西みらい銀行 西宮支店 口座番号 1 0 4 0 7 0 8（普通） 口座名義 株式会社ほのぼの 口座名義フリガナ カブシキガイシャホノボノ</p>
利用料支払いに関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● お支払いを確認しましたら、医療費控除の対象となる額を明らかにした領収書を必ずお渡ししますので、大切に保管をお願いします。 ● お支払いが 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 15 日以内にお支払い頂けない場合には、契約を解約させて頂いた上で、未払い分をお支払い頂くこととなります。

<p>サービスの利用開始</p>	<p>電話または来所により、お申込みください。当事業所の職員がご相談をお伺い致します。</p> <p>※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談ください。</p> <p>※本書によりサービス提供に関する重要事項をご説明し、利用者の同意を得た上で契約を締結致します。</p>
<p>サービスの終了</p>	<p>ア 利用者の都合でサービスを終了する場合は、速やかに（解約を希望する1週間前までに）利用終了の旨をお申し出ください。</p> <p>イ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させて頂く場合がありますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知致します。</p> <p>ウ 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が介護保険施設に入所した場合 ● 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ● 利用者が亡くなられた場合 <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所介護サービスまたは介護予防通所介護サービスの提供を超えると判断された場合。 ● 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、利用者の個人情報のみだりに漏洩した場合、利用者や家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文章で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。 ● 利用者及び家族が、本契約に定める利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合、当事業所では文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了させて頂く場合があります。 ● 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所では文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了させて頂く場合があります。 ● 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所の利用ができない場合。 ● 利用者が入院し、3ヵ月以上経過した場合、又は明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合。

10 衛生管理について

衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が使用する施設、設備、食器類その他の設備、飲用する水について、常に適切な衛生状態を維持または衛生上必要な措置を講じます。 ● 食器類の洗浄や保管などの取り扱い、衛生管理における設備上の取り扱いなど、日常の衛生管理について必要に応じて保健所の助言や指導を求めています。
感染症の発生及び蔓延の防止 食中毒の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症蔓延や食中毒の疑いがある場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号）」を参考とし、保健所の指導・助言を仰ぎながら、サービス提供の一時中止などの適切な対策を講じます。 ● 感染症等の発生や蔓延を防止するために、必要に応じて施設内設備や食器類の消毒を行います。 ● 施設内は空調機器などを活用し、適切な温湿度の管理を行います。 ● インフルエンザや腸管出血性大腸菌（O-157）、レジオネラ症その他の感染症に対し、その発生及び蔓延の恐れがある場合は、サービス提供の一時中止、施設内の消毒等、利用者には医療機関の受診を促すなどの適切な策を講じ蔓延防止に努めます。

11 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
平常時の訓練等	防災計画を作成し、防災管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。
消防計画等	消防署への届け出日 平成26年2月28日 防火管理者 山田 哲平
防犯防火設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械警備 株式会社アサヒセキュリティ ● 主な消防設備 スプリンクラー設置 ● 避難経路 エレベーター、職員用階段、非常階段設置

12 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法	サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。		
主治医	利用者の主治医		
	所属医療機関名		
	所在地		
	電話番号		
家族等	緊急連絡先のご家族等	続柄	
	住所		
	電話番号		

1.3 事故発生時の対応

サービス提供中の事故	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者のお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等へ事故発生の経緯とその内容及び一時応急対応等を速やかに連絡致します。 ● 事故の解決に向けて、適宜必要に応じて行政担当者、ご家族、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員、医療従事者、地域福祉関係者などのサービス関係者と連携を図り協議を行い、最終的な対応に至るまでの支援を行います。
損害賠償	当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害の賠償を行います。
その他	事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に留めることと同時に、事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1.4 苦情相談機関及び苦情対応

事業所苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 常設窓口（事業所） 所在地：尼崎市建家町68番地 電話番号：06-6415-7191 FAX番号：06-6430-1521 受付時間：月～金曜日 8:00～17:00 苦情受付担当者：事業所管理者 ● 法人窓口（株式会社ほのぼの 統括本部） 所在地：尼崎市建家町68番地 電話番号：06-6415-7291 FAX番号：06-6430-1521 受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 苦情解決担当者：代表取締役 楠 玲子（クスノキ レイコ）
事業所外苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 尼崎市健康福祉局福祉部介護保険事業担当課 所在地：尼崎市東七松町一丁目23番1号 本庁南館2階 電話番号：06-6489-6322 FAX番号：06-6489-7505 受付時間：月～金曜日 9:00～17:30 ● 兵庫県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 所在地：兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650 受付時間：月～金曜日 8:45～17:15
苦情対応の概念	当事業所は管轄市町村や国民健康保険団体連合会と連携し、必要な調査、照会、助言や指導により改善を行います。

1.5 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて、従業者はサービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後も秘密の保持の義務があります。

1 6 個人情報の保護と取扱いについて

個人情報の保護	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、サービス担当者会議等で利用者や利用者の家族等の個人情報を入手、提供、共有利用する際は、利用者または利用者の家族等からあらかじめ文書で同意を得た上で個人情報を取り扱うものとします。 ● 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、またそれら個人情報の記載がある記録物の処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 7 虐待防止等について

虐待防止に関する責任者	虐待防止責任者 管理者：田村 奈津子
取り組み	<p>当事業所は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」やその他高齢者虐待防止に関する省令・条例等に基づき、利用者及び他の利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修等を通じた従業者の人権意識の向上や必要な知識、技術の獲得と向上に努めています。 ● 個別支援計画の作成などにより、虐待を防止する必要かつ適切な対策を講じます。 ● 従業者が支援を行うにあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めています。
身体拘束等の禁止	<p>当事業所は「身体拘束ゼロへの手引き（平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議）」などを参考にして、利用者に身体的拘束を行わないものとします。ただし、前述の手引きに記載のあるような一定の要件を満たしている緊急やむを得ない場合については、従業者個人で判断せず管理者、生活相談員、介護職員で構成する「緊急対策チーム」で検討し、身体拘束を行う際はあらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。そして事業所は、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。</p>

1 8 事業継続計画（BCP）

事業継続計画（BCP）の策定	事業継続計画(BCP)の策定等にあって、自然災害、感染症が発生した場合でも、利用者が継続し指定訪問介護及び指定専門型訪問サービス指定標準型訪問サービスの提供を受けれるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
----------------	---

1 9 地域との連携

地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村から派遣される介護相談員を積極的に受け入れ、利用者へのサービス提供の内容や利用者の日常生活の悩み・相談事を共有しながら利用者の処遇を改善するよう努めます。 ● 地域にお住いの住民の方々、老人クラブや婦人会等の団体、その他関連性の深い非営利団体等との交流を図り、地域に根差し地域の一員としての関係を深め、多方面から利用者の支援に繋がっていきます。
--------	--

20 サービス利用にあたっての留意事項

利用者様の留意事項	利用者は、指定通所介護[指定介護予防通所介護]の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
-----------	---

この重要事項説明書の 説明年月日	令和 年 月 日
---------------------	---

以上の内容について「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月21日尼崎市条例第52号）」にもとづき、利用者説明を行いました。

事業者所在地	兵庫県尼崎市建家町68番地
事業者法人名	株式会社ほのぼの
法人代表者名	代表取締役 楠 玲子 印
事業所名称	デイサービスほのぼの建家
説明者 氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者代理人 住 所	
利用者代理人 氏 名	印